

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項による
感染防止対策の徹底等について（要請）

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、7 月 15 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、7 月 15 日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第 24 条第 9 項により、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底等について引き続き要請すること等を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、引き続き、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底

「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った適切な感染防止対策（人との距離の確保、マスクの適切な着用、手指の消毒、十分な換気等）を徹底すること

(2) 他県への訪問に当たっての基本的な感染防止対策の徹底

①他県への訪問に当たっては、場面に応じた正しいマスクの着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底すること

※なお、本県や他都道府県が緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となった場合等には、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行うので留意すること。

(3) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくようお願いいたします（別添「長野県対応方針」の 5 の②を参照。）。

2 協力を依頼する事項

(1) 「新しい生活様式」の改めでの徹底

- ①信州版「新たな日常のすゝめ」、「新たな会食のすゝめ」、「新たな旅のすゝめ」など、「新しい生活様式」に沿って行動すること
- ②三密の回避は重要な感染防止対策であることから、場面に応じたマスクの着用やマスクをしていても人との間隔を最低1 m空けること、室内においては十分に換気を行うことなどを実践すること
- ③ワクチンを接種した方も、引き続き感染防止対策を実施すること

(2) 事業所等での陽性者確認時の対応等

陽性者が確認された事業所等については、当該陽性者との接触状況等に応じた、自主的な健康観察・感染拡大防止対策を実施すること

(3) 新型コロナウイルスに関わる差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷の抑止に協力いただくこと

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係、施設係 (課長) 油井 法典 (担当) <u>増田 謙二</u> 、川村 亜由美
電 話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp